

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会から
全ての臨床心理士の皆さんへ
公認心理師法の成立と『臨床心理士』について

平成 27 年 11 月 19 日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

平成 27 年 9 月 9 日、公認心理師法が衆参両院本会議において可決、成立しました。

この法案成立には、長年にわたる臨床心理士の社会的な実績が中心的な役割を果たして参りました。臨床心理士の皆さんが、利用者との信頼関係をもとに、社会のあらゆる方面において積み重ねてこられた地道な臨床心理実践活動の働きとご尽力の賜だと思えます。

そして現在、法案成立という新しい現実状況において、臨床心理士は、これまで培ってきた我が国随一の実績に基づいて、さらに継続して利用者の心の安全・安心に発展的な貢献をしていくため、新たな位置と役割を主体的に創造していくことが求められています。

しかしながら、同 16 日付で広く心理職一般としての法案は公布されましたが、ただし臨床心理士自体が即国家資格になったわけではない現実を直視しつつ、「これからどうなっていくのか？」についての多種多様な情報や考えが交錯する混沌とした状況のなか、臨床心理士は、むしろ新たな不安や緊張を実感されているのではないかと想像します。

ところで、臨床心理士の認定と適切な専門水準の維持向上を図ってきた公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会(以下、本協会)は、心の問題を抱えて訪れる利用者の安心・安全のため、<こころの専門家>が重要であるという考えのもと 1988 年に創設され、すでに 3 万人を超える臨床心理士を生み、育て、これまで一貫して我が国の<心の健康>・<こころの文化>を守り、育み、発展させてきました。

この立場から、本協会は、本法案の成立経緯を極めて強く意識し、国家資格化の重要性を認識しつつも、重要事項についての懸念や意見表明を行ってきました。そして法案が成立した現況において、臨床心理士の皆さんが置かれた状況を重く受けとめ、理解を深めながら、本協会は、以下の考え方を基本に、新しい状況を開発的に歩んでいく所存です。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

基本姿勢

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、これまでと同じように臨床心理士の資格認定をし、かつ臨床心理士養成大学院の指定をして参ります。その社会的な責任を改めて自覚し、法案成立による国家資格との共存共栄を図る新しい状況を契機に、これまで以上に独自性と専門性を有する臨床心理士を創造的に開拓し、新たな存在意義を構築していく出発点にします。

- 1.これまでの社会的な信用と実績を堅持し、これからも「臨床心理士」を堅持します。**
- 2.これからも独自性と専門性を充実発展させ、これまで以上に社会の期待に応えることができる臨床心理士の飛躍発展を図ります。**
- 3.臨床心理士を堅持・飛躍発展させることにより、公認心理師との適切で妥当な共存共栄関係の新たな創造をめざします。**

1. これまでの社会的な信用と実績を堅持し、これからも「臨床心理士」を堅持します。

臨床心理士には、利用者とともに培ってきた社会的な信用と実績があります。そのことにより法案成立に貢献をしたことは、附帯決議において特に臨床心理士への配慮がされたことにも明らかです。これらは臨床心理士と利用者が築いてきた大切な国民的財産です。

例えば、臨床心理士は、1995年以來、文部科学省事業のスクールカウンセラーの84%に任用されています。学校での事件や地震・水害などの災害時緊急支援をはじめ、全国の大学及び学生相談室、臨床心理士養成大学院相談室、省庁(厚生労働省、外務省、法務省、警察庁、防衛省、海上保安庁など)、自治体、私立学校や産業界、私設相談施設等において、じつに汎用的に任用され堅実な専門活動を行っています。臨床心理士は、社会の多方面で、地域に密着した形で、利用者の個人的問題への地道な相談活動に励んでおり、すでに社会的な公共性・通用性を得て定着している実態があります。

本協会は、こうした公益に資する専門的な日々の臨床心理士活動を、厳正な資格審査により認定された3万人を超える資格登録者全員の社会的な信用と実績として堅持し、今後とも利用者の安心・安全と信頼に応じていく重要性を深く認識しています。

同時に、本協会は、臨床心理士の養成にあたる専門職・指定大学院の修了者、現大学院生、これから志望する多様な方々のことを重要視しています。専門職・指定大学院の認証評価及び指定審査を担う本協会としては、当該大学院・教員とともに、附帯決議に配慮された趣旨の具体化に尽くすことが、関係者と社会への説明責任であると考えています。

本協会は、任意の加入者が構成する団体とは異なる公益財団法人(内閣府認可)としての特性を改めて自覚し、全ての臨床心理士資格認定者の実績と現況を堅持する社会的責任を

深く認識しています。この基本的な考え方のもと、国家資格との共栄を図る上でも、これまで以上に独自性と専門性を揺るぎなく堅持する臨床心理士の存在が重要と考えています。

2. これからも独自性と専門性を充実発展させ、これまで以上に社会の期待に応えることができる臨床心理士の飛躍発展を図ります。

臨床心理士は、〈もの〉でない〈こころ〉の特殊性を基本に、かつ生身の人間の相談に応える実践的な専門性を同時に備えた〈こころの専門家〉を志してきました。長年の実際活動を通じた検証と工夫改善を積み重ねて資格制度を確立し、社会的な公共性・通用性も得ながら、かけがえのない独自性と専門性をもつ臨床心理士の現在が構築されています。

その独自性と専門性を示す代表的な基本認識が、例えば以下の3点にあると考えます。

- ① 資格認定審査制度として、筆記(多肢選択形式・論文)と口述面接を総合した三位一体(知識・論述・面接)による専門性の資格審査試験システムを確立しています。とくに受験生の臨床心理実習体験を重視し、『面接試験』を基本・必須にしていること。
- ② 養成制度として、大学院修士課程を基本モデルに専門職・指定大学院を全国の大学に構築しています。養成教育に実地の実習が必須であり、一定の社会的な生活経験を有する大学院生を基準に、情報管理や守秘義務などに徹底した臨床心理実践倫理に基づく場(臨床心理センター等の地域貢献窓口機関はじめ学内外実習施設)と実践事例情報に関わる授業(事例検討・カンファレンス等)の『特化した教育システム』を基本・必須にしていること。
- ③ 専門水準の維持向上制度として、実践経験を通じた継続的な自己研鑽と教育研修(スーパーヴィジョンを含む)により、職能義務(倫理・知識・研修・交流)を主体的に担う重要性に鑑み、臨床心理専門家に固有の『資格更新制』を基本・必須にしていること。

本協会が臨床心理士を堅持するとは、例えば以上の基本認識を堅持するということであり、その充実強化が、まずは臨床心理士の存立基盤であると考えます。

因に、臨床心理士の受験資格が、大学院修士課程に独立・集中・特化した養成教育を基本モデルとする利点から、すでに医師や教師はじめ多様・多数の専門家が有資格者であり、この資格そのものが密接な連携関係のもとに形づくられたユニークな汎用性の専門資格です。また、臨床心理士養成大学院の附属相談施設は、単なる教育実習機関ではなく、学内外の医療・教育機関等との連携はもとより、医師や教員等の高度な実務経験を有する大学教員スタッフが連携し協働して相談に応じ、利用者と地域になくてはならない地域貢献・連携システムになっています。

例えば、このような臨床心理士が構築している独自性・専門性は、ますます複雑多様化が進む生涯学習社会での対人援助において、自由な専門家連携によるチーム・ネットワーク型の支援体制を推進する先進的モデルとなることが強く期待されます。

本協会のいう臨床心理士の堅持とは、これまでの充実強化はもとより、そこからこそ社会的に求められる創造的・開拓的な存在意義へと飛躍発展を図るという意味であると考えています。この基本認識のもと、養成、資格認定、専門性の維持向上の発展課題として、学部と修士課程との関連(国家資格を有する者への多様な受験機会の提供可能性の課題等)、修士と博士課程との関連(スーパーヴァイザーや臨床実践指導者養成の課題等)も検討視野に、国家資格との共存共栄を図りつつ、臨床心理士の独自性と専門性の新たな未来像へと飛躍発展を目指します。

3. 臨床心理士を堅持・飛躍発展させることにより、公認心理師との適切で妥当な共存共栄関係の新たな創造をめざします。

本協会は、本法律の理解を深め、附帯決議の趣旨に照らしながら省令化の具体的な整合を見極めつつ、制度設計期間(2年以内)、施行後の移行期間(5年間)はもちろん、むしろそれ以後を念頭に、これまで以上に利用者の安心・安全な心の健康、こころの文化に持続発展的に寄与しうる良質な専門的営みの在り方を創造するため、臨床心理士を堅持・発展させ、国家資格との適切で妥当な共存共栄関係の新たな構築を図ることに努めます。

これから文部科学省と厚生労働省が共管・協力して、公認心理師の国家資格像を具体的に形づくっていく制度設計の作業が始まります。そのような現状ですので、現段階では本協会としての基本姿勢をお伝えすることしかできません。しかし、新しい国家資格である公認心理師は、臨床心理士資格とは異なりますが、臨床心理士に関係する団体、大学の関係者、有資格者、志望者そして利用者にとって、大きな影響を受ける可能性について十分に認識していること、それを踏まえて、本協会が公認心理師法について適切な対応を図っていく上での基本認識・姿勢について、お伝えしたいと考えました。

臨床心理士の皆さんには、流動的な状況の最中で心揺らぐなか、現実事情に応じて一定の覚悟を求められるかもしれない局面にも、社会と利用者への信頼と責任を第一に考える高度専門職業人として対処して頂きたいと思います。その際、例えば初心のもと主体的に臨床心理士の有資格者であり続ける限り、自らを臨床心理士と呼称することも、臨床心理士を堅持して錬磨し支え合うことも、国家資格との共存共栄を図りつつ発展的な未来像の創造もできる、という本法律の正しい理解に基づく自由な認識に立って考えることが重要です。

本協会は、以上の1～3の基本認識のもと、国家資格の省令化と施行に向けて諸状況に取り組む際にも、移行期間後に想定される状況を見据えながら、具体的検討を図って参ります。この考え方を基本に、臨床心理士を堅持し、皆さんとともに歩んで参ります。

その心強い支えとして、皆さんには、まず臨床心理士としての主体的な認識を大切に、何よりも利用者等に不安や混乱が生じないように、今こそ日々の臨床実践活動に邁進して頂くことを切にお願い致します。

以上